

柴田町告示第79号

下記の者に送達すべき書類について、その住所及び居所が不明であるため書類の送達ができないので、地方税法第20条の2の規定により税務課が保管し、いつでも交付することを告示する。

令和8年6月25日

柴田町長 滝口 茂



記

- 1 送達すべき書類の名称
令和8年度固定資産税納税通知書
- 2 送達すべき者

氏名	所在地	調査結果
今野 真澄	岩手県北上市上江釣子19地割136番地1 ジックハイツ 江釣子 B-106号	居所不明
小関 正義	宮城県白石市字北無双作50番地5	居所不明
佐々木 伸二	宮城県仙台市太白区青山2丁目8番16号	居所不明
小原 純	東京都目黒区中目黒4丁目3番13号 奥田方	居所不明
橋爪 てる子	千葉県我孫子市湖北台8丁目15番26号 101号 (飯塚壮)	居所不明